

川崎市知的財産戦略（概要）

現状・課題

知的財産をめぐる動向

国際的な状況

- ◆国際的な競争力優位の源泉となる無形資産としての知的財産への注目
- ◆経済活動を行う上での制約を抱えながらの持続的な経済成長の実現

国・県の動向

- ◆知的財産基本法の施行（平成15年3月）
- ◆神奈川県知的財産活用促進指針の策定（平成18年7月）

実効性を上げていくため、地域として一体となったさらなる取組

川崎市の現状

- ◆200を超える研究機関の立地とともに、優れた技術を持つ中小企業が集積
- ◆3つのサイエンスパーク（KSP、新川崎・創造のもり、THINK）が立地
- ◆学術・開発研究機関従事者数の構成比が指定都市で最も高い

研究開発都市としての機能向上

企業における課題

中小企業

- ◆知的財産に関する認識と対応

大企業

- ◆専門的技術を持つ中小企業との出会いの場
- ◆活用されていない知的財産権の維持管理経費の経済的負担

大企業・中小企業

- ◆アジア地域を始めとした深刻な侵害被害

大学における課題

- ◆企業との連携を構築するための出会いの場

施策の方向性

基本方針(対象期間:10年間)

- ①地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。
- ②知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。

企業・大学・市民・行政の役割

【企業】

- ◆企業の特性を生かした知的財産戦略
- ◆研究成果の地域への還元やベンチャー企業の創出（特に大企業）

【大学】

- ◆研究成果の地域への還元やベンチャー企業の創出
- ◆人材の育成

【市民】

- ◆知的財産の価値を認め、尊重するとともに、積極的に活用する姿勢

【行政】

- ◆多様な連携の促進
- ◆知的財産に関する経営資源の補完（特に中小企業）
- ◆知的財産モラルの醸成と発信

知的財産戦略推進プログラム(対象期間:3年間)

戦略的・体系的な施策群

7つの施策

- (1) 新技術・新製品開発支援
- (2) 技術移転・交流促進
- (3) 事業化支援
- (4) 相談・コンサルティング
- (5) 人材育成
- (6) 国際化支援
- (7) 知的財産モラルの醸成・発信

30の事業

○3つの重点事業

- ・知的財産交流会
- ・知的財産スクール
- ・知的財産シンポジウム

○27の既存事業の整理・拡充

川崎・多摩川イノベーションバレー(KTIV)の形成

オープンイノベーションの取組により、大企業や大学のみならず、ベンチャー企業や中小企業発のイノベーションが活発化し、新たに大企業や大学発ベンチャーが生み出され、また、中小企業の新事業展開が促進されることで、次から次へと新産業が創出される地域